

政務活動費による会派広報誌 発行基準（水戸市議会）

1 趣旨

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、交付することができるもの（地方自治法第100条第14項）とされており、会派広報誌の発行費用は、水戸市議会政務活動費の交付に関する条例において、会派が行う活動及び市の政策について住民に報告及び紹介をするために要する経費として政務活動費の支出が認められているところであるが、その発行に当たっては、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が混在するおそれがあるため、下記のとおり発行基準を定めるものとする。

2 掲載内容

会派広報誌は、会派からの報告であることを明確にするため、必ず会派名を記載し、後援会、政党等と共同での発行は認めない扱いとしているところであるが、詳細については、下記のとおりとする。

(1) 調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることを目的とし、議会報告にとどまることのないようにするため、本会議における質問・答弁の部分は、誌面の3分の2程度を限度とすること。

(2) 「議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真、その活動状況を写した写真等は、議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、趣旨に適合するものということはできない。」という平成21年3月における名古屋地裁の判例（別添のとおり）の趣旨を十分に踏まえるとともに、次に掲げる基準により作成すること。
ア 個人の経歴は、市議会に関係のある役職以外のものを掲載しないこと。

イ 写真を掲載する場合は、各ページにつき誌面の3分の1程度を限度とすること。

(3) 議会報や市政だよりが発行されていることに留意し、重複した掲載内容とならないよう配慮すること。

(4) 市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するため、予算をはじめ、各種政策の説明報告、会派の政策及びその実現に向けた取り組み等の掲載に努めること。

3 発行部数

会派広報誌は、会派活動を広く市民に広報し、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握する目的を有することから、1回につき、1,000部以上を発行しなければならない。

4 適用

この基準は、令和元年5月29日以後に発行する会派広報誌について適用する。